

特定非営利活動法人ケイロン・イニシアチブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人ケイロン・イニシアチブ(英語名: Cheiron Initiative)という。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

(支部)

第3条 当法人は、理事会の決議に基づき、必要な地に支部(地方会)を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、研究者及び研究者の家族が抱える広義の課題を解決、または負担を軽減するための仕組み及び支援手法の構築、推進及び連携するための活動を行うことによって、日本人研究者及び日本の研究環境を向上させ、科学技術・学術文化の発展を通して、人類の生活水準の向上・繁栄に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第5条 当法人は、第4条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第6条 当法人は、第4条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 研究者と研究者の家族の支援・評価に係る研究活動推進事業

- (2) 研究者及び研究者の家族の支援・評価に係る理解・啓発及び教育活動推進事業
 - (3) 研究者及び研究者の家族の支援・評価に係る機関紙、図書の編纂並びに配布
 - (4) 研究者及び研究者の家族の支援・評価に係る研究プロジェクト
 - (5) 研究者及び研究者の家族の支援・評価に係る政府・自治体・団体等への具申又は答申
 - (6) 研究者及び研究者の家族の支援・評価に係る関係諸機関との連携・交流
 - (7) 研究者及び研究者の家族の医療・福祉・就労・教育・社会参加・情報などの現状に関する研究
 - (8) その他法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に特に功劳のあった者の中から、総会の承認を受けた個人
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第8条 名誉会員以外の会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 名誉会員以外の会員になろうとするものは、所定の入会手続きにしたがって申し込み、理事長の承認を得なければならない。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 名誉会員は、理事会の推薦と総会の承認を経て、入会する。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、名誉会員は入会金及び会費の納入を要しない。

- 2 大規模な天災等の事情のある場合、理事会の議決により、特定の地域または組織に属する会員の入会金及び会費の納入を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (2) この定款に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) この法人の活動の運営を妨害する行為を行ったとき。
- (5) 暴力団その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であると認められるとき。

(入会金、会費の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第14条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 12名以内
- (2) 監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事長をもって会長、副理事長をもって副会長と称することができる。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 理事長及び専務理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長、専務理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長および専務理事に事故あるとき又は理事長および専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 前年度の事業報告及び決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) 役員職務
- (8) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の3以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に

臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法もしくは即時性と双方向性の確保されたテレビ会議等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条、第30条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所、即時性と双方向性の確保されたテレビ会議等により参加する者がある場合は会議方法

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法もしくは即時性と双方向性の確保されたテレビ会議等による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示を示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第16条第4項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法もしくは即時性と双方向性の確保されたテレビ会議等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所、即時性と双方向性の確保されたテレビ会議等により参加する者がある場合は会議方法

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法もしくは即時性と双方向性の確保されたテレビ会議等による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表

の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 当法人は、事務局を主たる事務所に置く。

2 事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 足立 春那

副理事長 足立 剛也

専務理事 貝沼 圭吾

理事 大場 郁子

理事 大原 彩衣

理事 Alexandre Dupuis(アレクサンドル デュブイ)

理事 徳田 昭夫

理事 中山 照章

理事 早野 元詞

監事 水野 宏洋

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和2年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年6月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員の種別	入会金	年会費
正会員(個人・団体)	2,000円	5,000円
学生会員	2,000円	3,000円
賛助会員(個人)	0円	一口 10,000円 (一口以上)
賛助会員(団体)	0円	一口 50,000円 (一口以上)